

医薬第1169号
令和2年6月24日

一般社団法人岡山県薬剤師会長 殿
岡山県病院薬剤師会長

岡山県保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱及び令和2年度新型コロナウイルス感染症包括支援交付金交付要綱の一部改正について（通知）

このことについて、厚生労働省から、別添のとおり通知がありましたので、貴会員への周知をお願いします。

なお、本通知は次のホームページに掲載しておりますので、念のため申し添えます。

アドレス

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>

記

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について（医政発0616第1号、健発0616第5号及び薬生発0616第2号）
- 2 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について（厚生労働省発医政0616第1号、厚生労働省発0616健第6号及び厚生労働省発薬生0616第65号）
- 3 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（事務連絡）

医政発0616第1号
健発0616第5号
薬生発0616第2号
令和2年6月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)
厚生労働省健康局長
(公印省略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、都道府県の取組を包括的に支援するため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」（令和2年4月30日付け医政発0430第5号・健発0430第1号）により「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」を定めたところであるが、同要綱を別紙に改め、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴職から貴管内の市区町村に対して通知するとともに、関係機関等に周知するようお願いする。

別紙

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的とする。

2 実施主体

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）（以下「事業」という。）の実施主体は、都道府県とする。都道府県は、その責任の下に事業を実施するものとする。
- (2) 都道府県は、地域の実情に応じ、市区町村や民間団体など、当該都道府県が適切と認める者に事業を補助又は助成等により実施することができる。この場合において、補助等を行う都道府県は、補助等による事業実施及び補助先の選定に対して責任を有するとともに、補助先等と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。

3 事業内容

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業

ア 目的

帰国者・接触者相談センターなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

イ 実施者

都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区

ウ 内容

帰国者・接触者相談センターなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置する。

エ 留意事項

本事業の対象施設は、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者相談センター及びこれに準じて今般の新型コロナウイルス感染症に対応するために新たに設置した相談窓口とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保等について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

イ 実施者

都道府県、政令市、特別区及びその他厚生労働大臣が認める者

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症患者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき当該患者を入院させるに当たって、病床確保、消毒、搬送、患者対応に伴い深夜勤務となる医療従事者の宿泊施設確保等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症患者を診察した医療機関において、消毒等を行う。

また、新型コロナウイルス感染症患者等であって、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方（以下「軽症者等」という。）について、自宅療養及び宿泊療養を行う場合、健康管理、宿泊療養が可能な施設等の確保、宿泊施設における運営等を行う。

エ 留意事項

(ア) 病床確保の対象施設は、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関とする。

(イ) 病床確保の対象となる病床は、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保するものとして、都道府県等が厚生労働省に協議した病床に限るものとする。なお、当該病床には、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために休床とした病床も含むものとする。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる医療機関において病床を確保する際の取扱いについては、別に定めるものとする。

(エ) 医療従事者の宿泊施設確保の対象は、医療機関があらかじめ契約等により指定する宿泊施設であって、医療従事者が新型コロナウイルス感染症患者の対応のため業務が深夜に及んだ場合、若しくは基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に限るものとする。

(オ) 軽症者等の対応については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき実施すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症について、国は都道府県に対し、必要に応じて適切な

医療の提供を確保するよう依頼しているところである。これに基づき都道府県が確保した、新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関（以下「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」という。）において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。

イ 実施者

都道府県及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備整備を支援する。

エ 整備対象設備

- (ア) 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費
- (イ) 人工呼吸器及び付帯する備品
- (ウ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）
- (エ) 簡易陰圧装置
- (オ) 簡易ベッド
- (カ) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品
- (キ) 簡易病室及び付帯する備品

オ 留意事項

- (ア) 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。
- (イ) 事業実施にあたっては、対象医療機関が通常使用している医療資器材について事前に把握し、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。

(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する帰国者・接触者外来等を設置することにより、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする。

イ 実施者

都道府県及び帰国者・接触者外来等

ウ 内容

帰国者・接触者外来等の設備整備を支援する。

エ 整備対象設備

- (ア) H E P Aフィルター付き空気清浄機

- (イ) H E P Aフィルター付きパーテーション
- (ウ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）
- (エ) 簡易ベッド
- (オ) 簡易診療室及び付帯する備品

オ 留意事項

- (ア) 対象施設は、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来及び感染症専用の外来部門とする。
- (イ) 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。

(5) 感染症検査機関等設備整備事業

ア 目的

地方衛生研究所等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的とする。

イ 実施者

都道府県、政令市、特別区及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関（都道府県等を除く機関）

ウ 内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第4項の規定により都道府県、政令市及び特別区が行う検査に必要な設備を整備する。また、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備を支援する。

エ 整備対象設備

- (ア) 次世代シーケンサー
- (イ) リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む）
- (ウ) 等温遺伝子増幅装置

オ 留意事項

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備については、事前に厚生労働省と調整すること。
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関は、都道府県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関は、都道府県等との委託契約に基づき行政検査を実施した際には、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に従い、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に検査の結果を入力すること。

(6) 感染症対策専門家派遣等事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症の小規模患者クラスター（集団）が一部地域で発生するなど早急に感染拡大防止対策を講じる必要が生じた場合に、感染症対策に係る専門家の派遣や、専門家等の下で現場での活動を行うための情報共有や意見交換等を行うことにより、感染拡大の防止を図ることを目的とする。

イ 実施者

都道府県、政令市及び特別区

ウ 内容

感染症が発生した場合に、感染地域における感染拡大を防止するため、速やかに外部から感染症対策に係る専門家を派遣できる体制を構築する。また、感染症対策に係る専門家等の下で、現場での活動を行うための情報共有や意見交換を行い、必要に応じて助言等の技術的支援を行う。

エ 留意事項

事業実施に当たっては、事前に厚生労働省と調整を行い、必要に応じて厚生労働省が派遣する専門家等と連携すること。

(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症重症患者の治療を行うために必要な医療機器（人工呼吸器及び体外式膜型人工肺）を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者を派遣することにより、新型コロナウイルス感染症重症患者に対応可能な医療提供体制を確保することを目的とする。

イ 実施者

都道府県、市区町村及びその他厚生労働大臣が認める者

ウ 内容

都道府県の調整のもと、新型コロナウイルス感染症重症患者が入院している医療機関（派遣先）において当該患者の診療に従事するため、新型コロナウイルス感染症重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者の派遣を行う医療機関（派遣元）を対象に、その派遣実績に応じて支援を行うものとする。

エ 留意事項

(ア) 派遣先は、「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の別添資料において定める「重症者」が入院している医療機関とする。

(イ) 派遣される医療従事者は、人工呼吸器または体外式膜型人工肺に関する臨床上の十分な経験や研修の受講実績がある者とする。

(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症患者が増加し、通常的都道府県内の医療提供体制において当該患者への対応が困難、又はその状況が見込まれる場合に、DMAT・DPAT等の医療チーム（以下「医療チーム」という。）を都道府県調整本部等へ派遣することで、新型コロナウイルス感染症患者に円滑に対応できる医療提供体制を確保することを目的とする。

イ 実施者

都道府県、市区町村及びその他厚生労働大臣が認める者

ウ 内容

都道府県の調整のもと、医療チームを都道府県調整本部等へ派遣し、新型コロナウイルス感染症患者に係る搬送先医療機関の選定や搬送手段の調整の支援を行うとともに、特に重症度が高い患者については医療チーム隊員同伴での搬送を行う。また、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者が増加している医療機関等への医療チーム派遣による医療提供及びその調整を行う。

エ 留意事項

事業の実施に当たっては、各都道府県における新型コロナウイルス感染症患者の増加の状況に見合う規模とするものとする。

(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業

ア 目的

医療機関・薬局に勤務する医師又は薬剤師が新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療等が行えなくなった場合でも、継続した診療等が行えるよう他の医療機関・薬局から医師又は薬剤師の派遣を行い、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

イ 実施者

都道府県、市区町村及びその他厚生労働大臣が認める者

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療等を行うことができなくなった医師又は薬剤師が勤務する医療機関・薬局（派遣先）において代わりに診療等に従事するため、医師又は薬剤師の派遣を行う医療機関・薬局（派遣元）に対して、その派遣実績に応じて支援を行うものとする。

エ 留意事項

(ア) 派遣期間は、新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）した医師又は薬剤師が、その治療又は就業制限のため、勤務している医療機関・薬局において診療等に従事することができない期間とする。

(イ) 派遣先となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1

件のみ所在する薬局を対象とする。

(10) 医療搬送体制等確保事業

ア 目的

都道府県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門に患者搬送コーディネーターの配置を行い、広域搬送体制の整備等を行うことにより新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制を確保することを目的とする。

イ 実施者

都道府県

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症患者の搬送を行うため、都道府県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門に「患者搬送コーディネーター」を配置し、患者の状態を考慮した上で搬送の是非に係る判断、搬送先の選定を行い、必要に応じて、患者の搬送を行うものとする。

エ 留意事項

新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）の搬送の場合は、都道府県を越えた患者の搬送であって他の搬送手段によることができないものを対象とする。

(11) ヘリコプター患者搬送体制整備事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症患者をドクターヘリ等のヘリコプターで搬送できるようにすることにより、特に島しょ部やへき地における搬送、状況や重症度によっては都道府県を越えた搬送にも対応した搬送体制を整備することを目的とする。

イ 実施者

都道府県

ウ 内容

ドクターヘリ等のヘリコプターにおける新型コロナウイルス感染症患者の広域搬送を可能とするため、当該患者を隔離搬送するために感染防止に必要な設備（交換用消耗品を含む）の整備を支援する。

エ 整備対象設備等

- (ア) 新型コロナウイルス感染症患者を隔離搬送するために開発されたバッグ
- (イ) 当該患者を搬送する都度で必要となる、当該バッグに係る交換用消耗品

(12) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症患者が増加した場合において、地域で維持する必要がある医療機能を担う医療機関に自院の医師等の医療従事者を派遣する医療機関に対して支援を行うことにより、救急医療等の地域医療体制を継続することを目的とする。

イ 実施者

都道府県、市区町村及びその他厚生労働大臣が認める者

ウ 内容

医師等が新型コロナウイルス対応に従事するために他の医療機関に応援に行き、又は自院の新型コロナウイルス対応に従事しているため、厳しい診療状況となっている医療機関（派遣先）に、都道府県の定める計画に基づき、都道府県の登録を受けた医師等を派遣する医療機関（派遣元）に対して、派遣実績に応じて支援を行うものとする。

エ 留意事項

(ア) 派遣先の医療機関は、救命救急センター、二次救急医療機関、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院とする。

(イ) 派遣元は、医療機関として、1か月のべ5日以上（派遣先の常勤医師等の勤務時間に準ずる）の派遣を行うこと。

(ウ) 補助対象となる派遣期間は2か月間を上限とする。

(エ) 都道府県において、派遣元から医師等が派遣された実績を確認した上で支援を行う。派遣元が派遣する医師等について、当該派遣期間の雇用調整助成金を受給する場合は雇用調整助成金分を控除して支援を行う。

(オ) 補助対象となる派遣人数の上限は、派遣先において新型コロナウイルス対応に従事することにより地域で維持する必要がある医療機能に従事できない医師等の数とする。

(13) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局に対して、継続・再開の支援を行うことにより、地域において必要な診療等の機能を維持することを目的とする。

イ 実施者

都道府県、市区町村及びその他厚生労働大臣が認める者

ウ 内容

新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局の継続・再開時に必要な整備を支援する。

エ 整備対象設備等

(ア) H E P Aフィルター付き空気清浄機

(イ) 消毒経費

ただし、(ア)については歯科診療所を除く。

オ 留意事項

支援対象となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件の

み所在する薬局を対象とする。

(14) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

ア 目的

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関において、新型コロナウイルス感染症の疑いのある外国人が医療機関を適切に受診できる環境を確保することを目的とする。

イ 実施者

都道府県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関として厚生労働大臣が認める者

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症疑いのある患者がそれ以外の疾患の患者と接触しないように設けられた動線に確実に誘導するとともに、院内感染防止上必要な情報を提供するため、多言語の看板や電光掲示板等を医療機関内の次に掲げるような場所に整備することを支援する。

(ア) 医療機関の入口等、患者が医療機関を訪れる際にはじめに立ち寄る場所

(イ) 新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が待機する場所

エ 留意事項

(ア) 「都道府県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」とは、平成31年3月26日医政総発 0326 第3号・観参第800号厚生労働省医政局総務課長・観光庁外客受入担当参事官通知「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」に基づき都道府県が選出した医療機関もしくは選出を予定している医療機関をいう。

(イ) 「新型コロナウイルス感染症患者等の受入れを行う医療機関」とは、次に掲げる医療機関とする。

① 帰国者・接触者外来を設置している又は設置を予定している医療機関

② 入院を要する救急患者に対応可能な次の医療機関

・ 感染症指定医療機関

・ 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」

（令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、

新型コロナウイルス感染症の患者等のための病床を確保している、もしくは、都道府県の調整等に応じて入院患者等の受入を行う意向がある医療機関

(ウ) (イ) の①及び②の交付対象機関は、合計で、各都道府県で定める二次医療圏の数に1を加えた数を超えないものとする。

(15) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関である重点医療機関に対して、空床確保のための支援などを行うことにより、患者受入体制を整備することを目的とする。

イ 実施者

都道府県及び重点医療機関

ウ 内容

都道府県が協議会（「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）の5に掲げる協議会）に諮った上で策定した指定の方針に基づき指定した重点医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症患者専用の病床（稼働病床）が空床となった場合に、空床確保に要する費用を支援する。併せて、専用病棟化のために休床とした病床（休止病床）についても、同様の支援を行う。

エ 留意事項

- (ア) 重点医療機関の指定要件等については別に定める。
- (イ) 都道府県は、重点医療機関の運用について、随時状況を確認しながら必要数等について協議会に協議し、適切な事業運営を行わなければならない。
- (ウ) 厚生労働省は、運用状況を見ながら都道府県が行う重点医療機関の設定及び解除について必要に応じて都道府県と協議し、運用の適正化を図る。

(16) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

ア 目的

重点医療機関等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備することを目的とする。

イ 実施者

都道府県、重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関

ウ 内容

重点医療機関等が行う高度医療向け設備の整備を支援する。

エ 整備対象設備

- (ア) 超音波画像診断装置
- (イ) 血液浄化装置
- (ウ) 気管支鏡
- (エ) C T撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）
- (オ) 生体情報モニタ
- (カ) 分娩監視装置
- (キ) 新生児モニタ

オ 留意事項

- (ア) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関とは、体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、エの整備対象設備を組み合わせる様々な容態の患者に対して効果的な治療を行う医療機関とする。
- (イ) 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備するものであることから、特に高額な医療機器については、基本的にリースでの整備とすること。

(17) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

ア 目的

医療機関等に勤務する医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、① 感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、② 継続して提供することが必要な業務であること、及び③ 医療機関での集団感染の発生状況から、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

イ 実施者

都道府県

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県等から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対し慰労金を給付する。

エ 留意事項

(ア) 慰労金は、(Ⅰ) 及び (Ⅱ) に該当する医療従事者や職員を対象として給付するものとする。

(Ⅰ) 次のいずれかに該当する者

- ① 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関、その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者や職員
- ② 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関並びに都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターで患者と接する医療従事者や職員
- ③ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者（軽症患者等を含む。）に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等で軽症患者等と接する医療従事者や職員（都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する者に限る。）
- ④ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県、政令市及

び特別区から役割は設定されていないが、新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った医療機関（病院及び診療所）、訪問看護ステーション及び助産所に勤務し、患者（助産所にあつては妊産婦）と接する医療従事者や職員

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定されず、かつ、新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行わなかった医療機関（病院及び診療所）、訪問看護ステーション及び助産所に勤務し、患者（助産所にあつては妊産婦）と接する医療従事者や職員

※ 勤務する医療機関（病院及び診療所）は保険医療機関に、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

(II) 次のいずれにも該当する者とする

- ① 医療機関等で通算して10日以上勤務した者（宿泊療養・自宅療養を行う場合の軽症者等に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等の場合は実際に当該業務に従事した日数が10日以上、助産所の場合は実際に妊産婦と接した日数が10日以上）であること。

※ 「10日以上勤務」とは、対象医療機関等において勤務した日が、始期より令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上あることとする。

※ 「始期」は、当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日のいずれか早い日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」患者を受け入れた医療機関等の所在地の都道府県においては、当該患者を受け入れた日を含む。）とし、第1例目発生日が緊急事態宣言の対象地域とされた日以降の都道府県、又は第1例目発生がなかった都道府県においては、当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域とされた日とする。ただし、帰国者・接触者外来を設置する医療機関の場合は、都道府県から当該役割を設定された日とし、地域外来・検査センター及び宿泊療養・自宅療養を行う場合の軽症者等に対するフォローアップ業務に係る宿泊療養施設の場合は、都道府県、政令市及び特別区から当該役割を設定された日とする。

※ 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

- ② 慰労金の目的に照らし、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている医療従事者や職員（派遣労働者の他、業務委託受託者の労働者として当該医療機関において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）であること

(イ) 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された医療機関等については、それぞれ次に掲げる医療機関等とする。

- ① 重点医療機関（(15)に定める重点医療機関）

- ② 感染症指定医療機関
- ③ その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関（「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づく、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関）
- ④ 帰国者・接触者外来を設置する医療機関（「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課連名事務連絡）
- ⑤ 地域外来・検査センター（「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの 都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」（令和2年4月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- ⑥ 「宿泊療養・自宅療養を行う場合の軽症者等に対するフォローアップ業務」は、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等によるものとする。

(ウ) 慰労金の給付は、介護施設や障害施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

(18) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

ア 目的

発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的とする。

イ 実施者

都道府県、市区町村及び疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関

ウ 内容

(ア) 設備整備等事業

疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援する。

(イ) 支援金支給事業

疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、救急・周産期・小児医療の提供を継続するため、院内感染防止対策を講じなが

ら一定の診療体制を確保するための支援金を支給する。また、都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に対する加算を行う。

※ 対象となる医療機関は保険医療機関に限る。

エ 整備対象設備等

(ア) 設備整備等事業

- ① 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費
- ② 個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)
- ③ 簡易陰圧装置
- ④ 簡易ベッド
- ⑤ 簡易診療室及び付帯する備品
- ⑥ H E P Aフィルター付き空気清浄機
- ⑦ H E P Aフィルター付きパーテーション
- ⑧ 消毒経費
- ⑨ 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品
- ⑩ 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器

(イ) 支援金支給事業

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く)

オ 留意事項

- (ア) 「救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関」は、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等とする。
- (イ) 都道府県は、地域における医療機関の役割分担や連携等について検討・調整した上で、本事業を実施する医療機関を含めた「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」のリストを作成し、「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制の整備について」(令和2年3月26日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づき設置された、県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門及び消防機関にリストを共有すること。
- (ウ) 本事業を実施する医療機関は、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」として、都道府県に登録を行うこと。
- (エ) 本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療

- 機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。
- (オ) 設備整備等事業の対象については、救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。
 - (カ) 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。
 - (キ) 事業実施にあたっては、対象医療機関が通常使用している医療資器材について事前に把握し、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。

(19) 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

ア 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、医療機関・薬局等においては、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる。医療機関・薬局等において、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うことを目的とする。

イ 実施者

都道府県、市区町村並びに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を行う医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び助産所

ウ 内容

新型コロナウイルス感染症の疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策等の支援を行う。

※ 対象となる医療機関（病院、医科診療所及び歯科診療所）は保険医療機関、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

エ 対象経費

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）

オ 留意事項

- (ア) (18)「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金支給事業と重複して補助を受けることはできない。
- (イ) 医科医療機関の感染拡大防止対策としては、例えば、以下のような取組が考えられる。
 - ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
 - ② 待合室の混雑を生じさせないよう、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。
 - ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う。

- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する。
 - ⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。
 - ⑥ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。
- (ウ) 歯科医療機関の感染拡大防止対策としては、例えば、以下のような取組が考えられる。
- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。歯科用ユニット及びその周囲を患者の診療が終わるごとに消毒薬で清拭またはラッピングする。歯科診療で使用した器具等の滅菌用機器を導入する。
 - ② 待合室の混雑を生じさせないよう、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。
 - ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う。
 - ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する。
 - ⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。
 - ⑥ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。
- (エ) 薬局の感染拡大防止対策としては、例えば、以下のような取組が考えられる。
- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
 - ② 発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、薬剤交付順の工夫等を行う。
 - ③ 電話等情報通信機器を用いた服薬指導や薬剤交付等ができる体制を確保する。
 - ④ 薬局内の混雑を生じさせないよう、事前の予約や掲示等を行い、患者に適切な薬局内での対応を周知し協力を求める。
 - ⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。
 - ⑥ 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。
- (オ) 訪問看護ステーションの感染拡大防止対策としては、例えば、以下のような取組が考えられる。
- ① 共有して使用する物品（移動のための自動車や自転車、訪問鞆等）や職員が共通して触れる部分について定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。
 - ② 在宅療養における感染予防対策、患者の症状を観察する際の留意点等が記載されたパンフレットの作成・配布を行い、患者や同居する家族等に説明し理解や協力を求める。
 - ③ 医療機関、ケアマネージャー等と電話等情報通信機器を用い頻回に患者の症状把握を行う等、より密接な連携体制を確保する。
 - ④ 電話等情報通信機器を用いた病状確認・療養上の指導等が実施可能な体制を確保する。
 - ⑤ 感染防止のための個人防護具等を確保する。
 - ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）を行う。
- (カ) 助産所の感染拡大防止対策としては、例えば、以下のような取組が考えられる。
- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。

- ② 感染防止対策のための動線の確保やレイアウト変更等を行う。
- ③ 施設内の混雑を生じさせないように、予約の拡大等を行い、妊産婦に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。
- ④ 電話等情報通信機器を用いた相談対応や分娩立会い等ができる体制を確保する。
- ⑤ 感染防止のための个人防护具等を確保する。
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）を行う。

厚生労働省発医政0616第1号
厚生労働省発健0616第6号
厚生労働省発薬生0616第65号
令和2年6月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について

標記については、令和2年4月30日厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号本職通知の別紙「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般交付要綱の一部が別紙のとおり改正され、令和2年4月1日から適用することとされたので、通知する。

なお、貴職から貴管内の市区町村に対して通知するとともに、関係機関等に周知するようお願いする。

別 紙

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱

（通則）

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号^{労働省}）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 交付金の交付対象者は都道府県とし、令和2年4月30日医政発0430第5号・健発0430第1号厚生労働省医政局長・健康局長連名通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」により都道府県が行う事業及び市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費のうち、4に定める事業実施計画に記載されたものを交付の対象とする。

（事業実施計画の作成及び提出）

- 4 交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、市区町村、医療関係団体等の意見を聞いて、次に掲げる事項を記載した第1-1号様式の別紙1及び第1-2号様式の別紙1-1から別紙1-5までによる事業実施計画を作成し、交付の申請に際して、当該計画を厚生労働大臣に提出するものとする。

- (1) 事業実施計画を作成する都道府県の名称
- (2) 実施する事業の概要及び必要な経費
- (3) その他必要な事項

（申請手続）

- 5 交付金の交付の申請は、都道府県知事が、第2号様式による申請書に、事業実施計画その他の関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付額の算定方法）

- 6 交付金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 都道府県事業の場合

- ① 別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - ② ①により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第4欄に定める交付率を乗じて得た額を交付額とする。
- (2) 都道府県が補助する事業の場合
- ① 別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - ② ①により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第4欄に定める交付率を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付する。

(交付金の配分調整)

- 7 都道府県は、国から交付される交付金を各事業実施計画の事業区分に基づき事業に必要な額の配分を行うとともに、事業者ごとに別表の事業区分を示して配分するものとし、その配分は次により調整するものとする。
- (1) 交付金の配分は、提出した事業実施計画の内容に基づき行うとともに、各事業実施計画の範囲内で調整する。
 - (2) 事業者に配分する交付金の合計額は、各事業実施計画の範囲内で調整する。

(交付金の概算払)

- 8 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(変更申請手続)

- 9 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 10 厚生労働大臣は、5又は9に定める申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付の条件)

- 11 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 各事業実施計画の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、第 4 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (9) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 6 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金に係る交付金を都道府県が適切と認める法人格を有する団体等に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
- ① (1) から (8) までに掲げる条件
- この場合において、(1) から (4)、(6) 及び (8) の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「第 4 号様式」とあるのは「第 5 号様式」と、(5) 中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5) 及び (8) 中「交付金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- ② 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定

により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(12) 都道府県は、間接補助金に係る交付金を市区町村に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

① (1) から (9) までに掲げる条件

この場合において、(1) から (4) 、(6) 及び (8) の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と、(5) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5) 、(8) 、(9) 中「交付金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

② 市区町村が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、市区町村が以下の条件を付さなければならない旨の条件

ア (1) から (8) までに掲げる条件

この場合において、(1) から (4) 、(6) 及び (8) の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「市区町村長」と、「国庫」とあるのは「市区町村」と、「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と、(5) 中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市区町村長の承認」と、(5) 及び (8) 中「交付金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

③ 都道府県が付した条件に基づき市区町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

(13) (11) 及び (12) の③により付した条件に基づき、都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(14) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(実績報告)

12 交付金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、第3号様式による事業実績報告書に關係書類を添えて、翌年度6月末日(11の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により 5、6、9 及び 12 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイルス感染症対策事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費、病床確保料	10/10
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
帰国者・接触者外来等設備整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
感染症検査機関等設備整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
感染症対策専門家派遣等事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金	10/10
DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、材料費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金	10/10
医療搬送体制等確保事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料	10/10
ヘリコプター患者搬送体制整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	備品購入費、需用費（消耗品費、材料費）	10/10
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金	10/10

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	備品購入費、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	委託料、補助及び交付金、病床確保料	10/10
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	慰労金、賃金、報酬、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10
医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10/10

事務連絡
令和2年6月16日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の
実施に当たっての取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和2年6月16日医政発第1号・健発第5号・薬生発第2号厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長連名通知）により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（以下「実施要綱」という。）の改正について通知したところですが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が全額国費により措置（交付率10/10）されること等に鑑み、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の補助の対象となる上限額等の取扱いを下記のとおりまとめましたので、御了知の上、適切に事業を実施していただくようお願いいたします。

記

○新型コロナウイルス感染症対策事業

【上限額】

病床確保料

- ・ ICU内の病床を確保する場合 1床当たり 97,000円/日
- ・ 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000円/日
- ・ 上記以外の場合 1床当たり 16,000円/日

※新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる医療機関の取扱いについては別に定

める。

宿泊施設借上げ費の室料 1室当たり 13,100円/日

食費 1食当たり 1,500円（飲料代及び配送費は除く）

1日当たり 4,500円（飲料代及び配送費は除く）

【対象外経費】

軽症者等に対して電話等情報通信機器による診療等を行うためのソフトウェアの導入・使用に係る費用は対象経費から除く。

○新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

【上限額】

・初度設備費

1床当たり 133,000円

・人工呼吸器及び付帯する備品

1台当たり 5,000,000円

・个人防护具

1人当たり 3,600円

・簡易陰圧装置

1床当たり 4,320,000円

・簡易ベッド

1台当たり 51,400円

・体外式膜型人工肺及び付帯する備品

1台当たり 21,000,000円

・簡易病室及び付帯する備品

実費相当額

※簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。

○帰国者・接触者外来等設備整備事業

【上限額】

・HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）

1施設当たり 905,000円

・HEPA フィルター付パーテーション

1台当たり 205,000円

・个人防护具

1人当たり 3,600円

- ・簡易ベッド

1 台当たり 51,400 円

- ・簡易診療室及び付帯する備品

実費相当額

※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

○新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

【上限額】

- ・医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円
- ・医師以外の医療従事者 1 人 1 時間当たり 2,760 円

○DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業

【上限額】

(医療チーム派遣経費)

- ・医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円
- ・医師以外の医療従事者 1 人 1 時間当たり 2,760 円
- ・業務調整員 1 人 1 時間当たり 1,560 円

(医療チーム活動費)

実費相当額

※医療チーム活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。

○新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業

【上限額】

- ・医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円
- ・薬剤師 1 人 1 時間当たり 2,760 円

○医療搬送体制等確保事業

【上限額】

(患者搬送コーディネーター経費、患者搬送同乗者経費)

- ・医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円
- ・医師以外の医療従事者 1 人 1 時間当たり 2,760 円

(患者搬送費)
実費相当額

○ヘリコプター患者搬送体制整備事業

【上限額】

- ・ 隔離搬送用バッグ購入費 ヘリコプター 1 台当たり 300,000 円
- ・ 上記に係る交換用消耗品 1 搬送当たり 116,000 円

○新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業

【上限額】

- ・ 医師 1 人 1 時間当たり 2,265 円
- ・ 医師以外の医療従事者 1 人 1 時間当たり 562 円

○新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業

【上限額】

- ・ HEPA フィルター付空気清浄機 購入額の 1/2 (事業者負担が 1/2)
※購入額の上限は 1 台当たり 905,000 円
※1 施設当たりの上限は 2 台
(但し薬局については 1 台)
- ・ 消毒費用等 総事業費の 1/2 (事業者負担が 1/2)
※総事業費の上限は 1 施設当たり 600,000 円

○医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

【上限額】

- ・ 1 施設当たり 1,083,000 円とし、入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1 か所に限り 429,000 円を加算する。

○新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業
上限額等については別に定める。

○新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業
【上限額】

- ・超音波画像診断装置
1台あたり 11,000,000円
- ・血液浄化装置
1台あたり 6,600,000円
- ・気管支鏡
1台あたり 5,500,000円
- ・CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）
1台あたり 66,000,000円
- ・生体情報モニタ
1台あたり 1,100,000円
- ・分娩監視装置
1台あたり 2,200,000円
- ・新生児モニタ
1台あたり 1,100,000円

○新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

【定額】

- ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関、その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者や職員
 - ① 実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関である場合 医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付
 - ※ ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人100,000円を給付
 - ② 新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない医療機関の場合 医療従事者や職員に対して1人100,000円を給付
- ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに勤務し、患者と接する医療従事者や職員
 - ① 実際に新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った医療機関等である場合 医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付

※ ただし、当該医療機関等において実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人100,000円を給付

② 新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行っていない医療機関等の場合 医療従事者や職員に対して1人100,000円を給付

・ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者（無症状病原体保有者及び軽症患者を含む。以下「軽症者等」という。）に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等で軽症者等と接する医療従事者や職員（都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により、当該業務に従事する者に限る。） 医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付

・ 都道府県、政令市及び特別区から新型コロナウイルス感染症患者への対応の役割を設定されていない医療機関（病院及び診療所）、訪問看護ステーション又は助産所に勤務し、患者（助産所にあつては妊産婦）と接する医療従事者や職員

① 実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った医療機関等である場合 医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付

② 新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行っていない医療機関等の場合 医療従事者や職員に対して1人50,000円を給付

※ 事務委託料等については、別に定める。

○新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

【上限額】

（設備整備等事業）

・ 初度設備費

1床当たり 133,000円

・ 個人防護具

1人当たり 3,600円

- ・簡易陰圧装置
1床当たり 4,320,000円
- ・簡易ベッド
1台当たり 51,400円
- ・簡易診療室及び付帯する備品
実費相当額
※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。
- ・HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）
1施設当たり 905,000円
- ・HEPA フィルター付パーテーション
1台当たり 205,000円
- ・消毒経費
実費相当額
- ・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり 300,000円
- ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1台当たり 1,500,000円

【上限額】

（支援金支給事業）

- ・99床以下の医療機関 20,000,000円
- ・100床以上の医療機関 30,000,000円
- ・以降100床ごとに 10,000,000円を上限額に追加
- ・新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関には、上限額に10,000,000円を加算

○医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

【上限額】

- ・病院 2,000,000円 + 50,000円×病床数
- ・有床診療所（医科・歯科） 2,000,000円
- ・無床診療所（医科・歯科） 1,000,000円
- ・薬局、訪問看護ステーション、助産所 700,000円

※ 事務委託料等については、別に定める。